

ID: 214

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店証の交付
例規名 根拠条項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第5条
例規番号	令和2年企業管理規程第11号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(指定工事店の要件)</p> <p>第3条 条例第7条で規定する排水設備工事を施行することができるものは、次に掲げる要件に適合する工事業者とする。</p> <p>(1) 営業所ごとに、責任技術者が1名以上専属していること。</p> <p>(2) 工事の施行に必要な設備及び機材を有していること。</p> <p>(3) 宮城県内に営業所があること。</p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その日から2年を経過していない者</p> <p>ウ 過去に指定工事店として指定を受けたことがある者であって、第10条第2項の規定により当該指定を取り消され、その日から2年を経過していない者</p> <p>エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 精神の機能の障がいにより排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいるもの</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p> <p>(指定工事店の指定等)</p> <p>第5条 管理者は、申請書等の内容を審査し適当と認めるときは、下水道排水設備等指定工事店台帳に登載し、排水設備等指定工事店証(様式第2号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店の指定の有効期間は5年とする。ただし、既に指定を受けている者との登録期間更新の時期を調整する必要があるときは、管理者が別に定めることができる。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証を営業所の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに管理者に指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>5 指定工事店は、第10条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、速やかに管理者にその停止期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日